

オンライン日本語教室実施事業 委託要綱

1 目的

本県では2020年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置し、県内の地域日本語教育の体制整備に取り組んでいる。また、2022年3月に策定した「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」では施策の方向性として、ICTを活用した対話型の日本語学習の実施に取り組むこととしている。

本事業は、こうした方向性に沿って、外国人県民の日本語学習機会の拡充を目的として実施するものである。

2 業務内容

ほとんど日本語が分からない外国人県民に対して、オンラインによる日本語教室を、以下のとおり企画・運営すること。

(1) オンライン日本語教室の開催

ア 学習内容

ほとんど日本語が分からない外国人が、あいさつや自己紹介等ができ、日常生活の簡単な表現を理解し、話すことができるようになることを目標に、日常生活を営む上で想定される話題を中心に、学習者のニーズに応じた日本語を習得できるようにする。

イ 開催内容

ほとんど日本語が分からない外国人県民向けに前期・後期の計2期の日本語教室を開催する。

ウ 実施期間

2024年9月から2025年2月までの間（予定）

エ 開催回数

各期あたり 合計8～10回程度（1回あたり2時間程度）

※曜日や時間帯については、県と協議のうえ決める。

オ 定員

各期20名程度

カ 開催場所

オンラインによる開催を原則とする。ただし、県と協議のうえ、数回の対面開催も可。

キ 受講対象者：

- ・主として愛知県内に居住しており、ほとんど日本語が分からない段階で、地域の日本語教室に通うことができない外国人県民
- ・応募者多数の場合は、応募者の居住する地域の日本語教室の有無や日本語レベルなどにより選定する。

ク タブレット端末の配備

- ・タブレット端末は、受託者にて調達の上、オンライン日本語教室の受講に必要な最低限の設定は行ったうえで、受講者に事前に貸与すること。なお、調達方法はリース契約

とし、過不足分の費用については、必要に応じて県と協議のうえ精算するものとする。

- ・タブレット端末等の調達品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- ・タブレット端末等の調達、設定、配布等全ての諸費用は、受託者の負担とすること。

ケ 受講者募集

- ・募集案内のチラシを作成し、必要な言語に翻訳すること。
- ・受講者の募集に当たっては、外国人住民に教室の開催情報が届くよう、効果的な方法を検討し実施すること。

コ 指導者の配置

各コースに、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者1名以上。(各回違う指導者でも可)

但し、地域日本語教室において日本語教育を実施した経験を有する者を含むことが望ましい。

(ア) (公財) 日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

(イ) 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者

(ウ) 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者(関係科目45単位以上)または日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者(関係科目26単位以上)

サ 補助者の配置

指導者と協働し、受講者の活動を補助する者を配置すること。

シ 外国人住民コーディネーターの配置

- ・受講者のサポートを行うため、県と調整しながら、外国にルーツを持つ地域の定住者等を外国人住民コーディネーターとして配置すること。

なお、配置にあたっては、受講者の国籍等を考慮し、円滑なコミュニケーションが取れるような体制とすること。

- ・外国人住民コーディネーターは、募集時の協力や通訳等の受講者のサポート業務を行うとともに、教室開催時以外にも受講者への助言・相談、調整業務等を行うこと。
- ・活動状況については報告書を作成し、活動状況に応じて謝金を支給すること。

ス 留意事項

- ・受講者に対して、本教室の実施期間後も引き続き日本語学習ができるようフォローアップを行うこと。
- ・オンラインツールを活用するなど、教室外での日本語学習を促進するような内容を含めること。
- ・使用する教材は、県と協議のうえ決めること。
- ・指導者、補助者、外国人住民コーディネーター、受講者の安全確保のため、傷害保険に加入すること。
- ・県が別に開催する地域日本語教育に関する会議に参加すること。

3 報告書の提出

(1) 提出物

事業報告書

(Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体 (CD-R 等) を 1 部提出する。)

(2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室日本語教育推進グループ

TEL : 052-954-6102 (ダイヤルイン)

(3) 提出期限

2025 年 2 月 28 日 (金)

4 留意事項

- (1) 本事業は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。
- (2) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て愛知県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取扱いについては受託者により適切に処理を行うものとする。
- (3) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 採用された企画に基づき本事業を実施することとするが、事業の実施に当たっては、県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 事業実施にあたっては事前に県と十分協議するとともに、事業実施中についても、事業経過内容全般を常に把握している専任の担当者(本県との連絡調整担当者)を置き、進捗状況を逐次報告すること。
- (6) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (7) 愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ県に相談して許可を得ること。
- (8) その他、本委託要綱に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。